

平成23年4月28日
原子力安全・保安院

地震被害情報（第118報） （4月28日08時00分現在）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力(株)女川原子力発電所、日本原子力発電(株)東海第二、電気、ガス、熱供給、コンビナート被害の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係

○福島第一原子力発電所

- ・4号機について、コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約85tを放水（4月27日12:18～14:01／14:32～15:15）
- ・無人クローラードンプにより、3号機のタービン建屋東側の約7,500m²に本格的に散布（4月27日11:00～17:00）
- ・リモートコントロール重機によるがれきの撤去を実施（コンテナ3個分）（4月27日9:00～16:00）

2. 産業保安関係

別紙参照

3. 原子力安全・保安院等の対応

4月27日、原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者（女子）1名の本年1月1日から3月31日（第4四半期）までの実効線量が5mSvを超えている旨の報告を受けたため、同社に対し、厳重に注意をするとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに、当院に報告することを指示した。

<被ばくの可能性>

4月27日、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性1名について、平成23年1月1日を始期とする3月までの実効線量（平成22年度第四半期分）が17.55mSvであり、法令に定める線量限度（5mSv/3か月）を超えている

ことを確認。当該職員については、医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

<飲食物への指示>

4月27日、以下の地域及び品目の出荷制限・摂取制限が解除。

○出荷制限・摂取制限の解除

- ・福島県会津・南会津地方※¹において産出された結球性葉菜類
- ・福島県県南地方※²において産出されたアブラナ科の花蕾類

※1：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村

※2：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

○出荷制限の解除

- ・栃木県において産出されたハウレンソウ

(注：同那須塩原市及び塩谷町のハウレンソウについては、4月21日に解除済み。)

(別紙)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

1号機(46万kW)(自動停止)

2号機(78万4千kW)(自動停止)

3号機(78万4千kW)(自動停止)

4号機(78万4千kW)(定検により停止中)

5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)

6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

別添参照

(3) 主なプラントパラメーター(4月28日06:00現在)

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機 (冷温停止)	6号機 (冷温停止)
原子炉圧力*1 [MPa]	0.516(A) 1.269(B)*3	0.085(A)*3 0.081(D)*3	0.046(A)*3 0.012(C)*3	—	0.108	0.114
原子炉格納容器圧力 (D/W) [kPa]	125	75	101.7	—	—	—
原子炉水温度 [°C]	—	—	—	—	38.7	47.5
原子炉水位*2 [mm]	-1650(A) -1600(B)	-1500(A) -2100(B)	-1850(A) -2250(B)	—	2081	2138
原子炉格納容器内 S/C水温 [°C]	50.7(A) 50.6(B)	70.4(A) 70.7(B)	41.0(A) 41.0(B)	—	—	—
原子炉格納容器内 S/C圧力 [kPa]	125	計器不良	178.3	—	—	—
使用済燃料プール 水温度 [°C]	計器不良	50.0	計器不良	計器不良	40.4	27.0
備考 (データ採取時間)	4/28 5:00 現在の値	4/28 5:00 現在の値	4/28 5:00 現在の値	4/28 現在	4/28 6:00 現在の値	4/28 6:00 現在の値

*1: 絶対圧に換算

*2: 燃料頂部からの数値

*3: 状況推移を継続確認中

(4) 各プラント等の状況

<1号機関係>

・原子力災害対策特別措置法第15条(非常用炉心冷却装置注水不能)通報(3

月 11 日 16:36)

- ・ ベント開始 (3 月 12 日 10:17)
- ・ 原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水を注水開始 (3 月 12 日 20:20)
→一時中断 (3 月 14 日 1:10)
- ・ 1 号機で爆発音 (3 月 12 日 15:36)
- ・ 消火系に加え、給水系を使うことにより炉心への注水量を増量 ($2\text{m}^3/\text{h}\rightarrow 18\text{m}^3/\text{h}$) (3 月 23 日 2:33)。その後、給水系のみに切替 (約 $11\text{m}^3/\text{h}$) (3 月 23 日 9:00)
- ・ 中央制御室の照明復帰 (3 月 24 日 11:30)
- ・ 原子炉圧力容器へ淡水を注水開始。(3 月 25 日 15:37)
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を測定した結果、主な核種として ^{131}I (ヨウ素) が $2.1\times 10^5\text{Bq}/\text{cm}^3$ 、 ^{137}Cs (セシウム) が $1.8\times 10^6\text{Bq}/\text{cm}^3$ 、検出
- ・ 消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え (3 月 29 日 8:32)
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を、3 月 24 日 17 時頃から復水器へ移送開始。復水器の水位が満水に近いことが確認されたため、復水器への排水を停止 (3 月 29 日 7:30)。タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水を、サプレッションプール水サージタンク (A) へ移送開始 (3 月 31 日 12:00) し、移送先をサプレッションプール水サージタンク (B) に切り替えた後 (3 月 31 日 15:25)、移送を再開し、終了 (4 月 2 日 15:26)
- ・ 使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車 (62m 級) が約 90t 放水 (淡水) (3 月 31 日 13:03~16:04)。コンクリートポンプ車 (62m 級) による放水位置の確認のため、試験放水 (4 月 2 日 17:16~17:19)
- ・ タービン建屋の一部の照明が点灯 (4 月 2 日)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施 (4 月 3 日 10:42~11:52)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え (4 月 3 日 12:02)
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始 (4 月 3 日 13:55)
- ・ 原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器への窒素封入操作開始 (4 月 6 日 22:30)
- ・ 原子炉格納容器への窒素封入開始を確認 (4 月 7 日 1:31)
- ・ 原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替 (4 月 9 日 4:10)
- ・ 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了 (4 月 10 日 09:30)
- ・ 地震発生 (4 月 11 日 17:16 頃福島県浜通り) により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水及び原子炉格納容器への窒素封入が停止 (4 月 11 日 17:16 頃)

- ・ 外部電源復旧 (4月11日 17:56)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水再開 (4月11日 18:04)
- ・ 原子炉格納容器への窒素封入を再開 (4月11日 23:34)
- ・ 原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施 (4月17日 16:00～17:30)
- ・ 炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止 (4月18日 11:50～12:12)
- ・ 外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え (4月25日 10:57～18:25)
- ・ 外部電源増強工事に伴い、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止 (4月25日 14:10～19:10)
- ・ 原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施 (4月26日 11:35～13:24頃)
- ・ 原子炉圧力容器への注水量を約 6m³/h から最大約 14m³/h まで段階的に変化させる操作を開始 (4月27日 10:02)
- ・ 白煙の吐出確認できず (4月28日 6:30 現在)
- ・ 原子炉圧力容器へ淡水を注水中 (4月28日 08:00 現在)

< 2号機関係 >

- ・ 原子力災害対策特別措置法第15条 (非常用炉心冷却装置注水不能) 通報 (3月11日 16:36)
- ・ ベント開始 (3月13日 11:00)
- ・ 3号機の建屋の爆発に伴い、原子炉建屋ブローアウトパネル開放 (3月14日 11:00 過ぎ)
- ・ 原子炉圧力容器の水位が低下傾向 (3月14日 13:18)。原子力災害対策特別措置法第15条事象 (原子炉冷却機能喪失) である旨、受信 (3月14日 13:49)
- ・ 原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水の注水作業開始 (3月14日 16:34)
- ・ 原子炉圧力容器の水位が低下傾向 (3月14日 22:50)
- ・ ベント開始 (3月15日 0:02)
- ・ 2号機で爆発音がするとともに、サプレッションプール (圧力抑制室) の圧力低下 (3月15日 6:10)。同室に異常が発生したおそれ (3月15日 6:20頃)
- ・ 外部送電線から予備電源変電設備までの受電を完了し、そこから負荷側へのケーブル敷設を実施 (3月19日 13:30)
- ・ 使用済燃料プールに海水を 40 t 注水 (冷却系配管に消防車のポンプを接続) (3月20日 15:05～17:20)
- ・ パワーセンター受電 (3月20日 15:46)
- ・ 白煙が発生 (3月21日 18:22)

- ・ 白煙はほとんど見えない程度に減少（3月22日7:11現在）
- ・ 使用済燃料プールに海水を18t注水（3月22日16:07～17:01）
- ・ 使用済燃料プールに、使用済燃料プール冷却系を用いて海水を注水（3月25日10:30～12:19）
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水開始（3月26日10:10）
- ・ 中央制御室の照明復帰（3月26日16:46）
- ・ 消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月27日18:31）
- ・ 3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定結果について、 ^{134}I （ヨウ素）の測定値に誤りがあるとの判断を踏まえた再度の採取及び分析・評価の結果、 ^{134}I （ヨウ素）を含むガンマ核種の濃度については、検出限界値未満であることの報告（3月28日0:07）
- ・ 消防ポンプによる海水の使用済燃料プールへの注水を仮設電動ポンプによる淡水に切り替え注水（3月29日16:30～18:25）
- ・ 3月30日9:25より使用済燃料プールへの注水をしていたところ、仮設電動ポンプの不調が同日9:45に確認されたため、消防ポンプによる切り替えを行ったが、ホースの亀裂が確認（3月30日12:47、13:10）されたため、注水を中断。淡水の注水を再開（3月30日19:05～23:50）
- ・ 使用済燃料プールに、使用済燃料冷却系を用いて仮設電動ポンプにより淡水を約70t注水（4月1日14:56～17:05）
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3月29日16:45～4月1日11:50）
- ・ 取水口付近にある電源ケーブルを収めているピット内に、1,000mSv/hを超える水が溜まっていること及びピット側面のコンクリート部分に長さ約20cmの亀裂があり、当該部分より、水が海に流出していることを確認（4月2日9:30頃）。止水処置のため、コンクリートを注入（4月2日16:25、19:02）
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4月2日17:10）
- ・ トレンチ立坑及びタービン建屋地下1階の水位を監視するためのカメラを設置（4月2日）
- ・ タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4月3日10:22～12:06）
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4月3日12:12）
- ・ 2号機バースクリーン近傍にあるピット内に溜まっている水の海水への流出を防止する措置として、取水電源トレンチの天端を破碎し、おがくず（3kg/

- 袋) 20 袋、高分子吸収材 (100g/袋) 80 袋、裁断処理した新聞紙 (大きいゴミ袋) 3 袋を投入 (4 月 3 日 13:47~14:30)
- ・トレーサー (乳白色の入浴剤) 約 13kg を海水配管トレンチ立坑から投入 (4 月 4 日 7:08~7:11)
 - ・使用済燃料プールに、使用済燃料冷却系を用いて仮設電動ポンプによる淡水 (約 70 t) を注水 (4 月 4 日 11:05~13:37)
 - ・2号機バースクリーン近傍のピット周辺に2箇所穴を開け、トレーサーを注入し、亀裂部から海に流出していることを確認 (4 月 5 日 14:15)。ピット周辺に開けた穴に水流出防止のための凝固剤 (水ガラス) 注入開始 (4 月 5 日 15:07)。水の流出が止まったことを確認 (4 月 6 日 5:38 頃) また、タービン建屋の水位については、上昇してないことを確認。さらに、流出していた箇所について、ゴム板と治具 (つかえ棒) により止水の対策を実施 (4 月 6 日 13:15 完了)
 - ・復水器の水を復水貯蔵タンクに移送するポンプを1台増設 (計2台 30m³/h) (4 月 5 日 15:40 頃)
 - ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水 (約 36t) (4 月 7 日 13:39~14:34)
 - ・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了 (4 月 9 日 13:10)
 - ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水 (約 60t) (4 月 10 日 10:37~12:38)
 - ・地震発生 (4 月 11 日 17:16 頃) により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水が停止 (4 月 11 日 17:16 頃)
 - ・外部電源復旧 (4 月 11 日 17:56)
 - ・原子炉圧力容器への淡水の注水を再開 (4 月 11 日 18:04)
 - ・タービン建屋トレンチの滞留水を水中ポンプにより、復水器のホットウェルへ移送を開始 (4 月 12 日 19:35)。漏えい確認等のため、一時停止 (4 月 13 日 11:00)。その後、漏えいが無いことが確認されたことから、4 月 13 日 15:02 に移送を再開し、4 月 13 日 17:04 に滞留水の移送を停止。移送実績は約 660 t
 - ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水 (約 60t) (4 月 13 日 13:15~14:55)
 - ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水 (約 45t) (4 月 16 日 10:13~11:54 ※11:19 頃に発生した地震の影響で 11:39 に仮設電動ポンプ停止。11:54 にスキマーレベルの上昇の確認により、満水を確認。)
 - ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止 (4 月 18 日 12:13~12:37)
 - ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施 (4 月 18 日 13:42~14:33)
 - ・電源トレンチ内に止水剤 (水ガラス) を約 17,000L 注入 (4 月 18 日 9:30~17:40)

- ・使用済燃料プール水の状況把握のため、使用済燃料プールからスキマーサージタンクに流出した水のサンプリング作業を実施（4月16日）。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行ったその結果、 ^{131}I （ヨウ素）が $4.1 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{134}Cs （セシウム）が $1.6 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{137}Cs （セシウム）が $1.5 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ を検出（4月17日）
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）を集中廃棄物処理施設へ移送開始（4月19日10:08～）
- ・電源トレンチ内に止水剤（水ガラス）を約7,000L注入（4月19日8:00～15:30）
- ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水（約47t）（4月19日16:08～17:28）
- ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水（約50t）（4月22日15:55～17:40）
- ・使用済燃料プール冷却系から使用済燃料プールに淡水を注水（約38t）（4月25日10:12～11:18）
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4月25日10:57～18:25）
- ・引き続き、白煙の吐出確認（4月28日6:30現在）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中（4月28日08:00現在）

< 3号機関係 >

- ・原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月13日5:10）
- ・ベント開始（3月13日8:41）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから真水を注水開始（3月13日11:55）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから海水を注水開始（3月13日13:12）
- ・3号機及び1号機の注水をくみ上げ箇所海水が少なくなったため停止（3月14日1:10）
- ・3号機の海水の注水を再開（3月14日3:20）
- ・ベント開始（3月14日5:20）
- ・格納容器圧力が異常上昇（3月14日7:44）。原子力災害対策特別措置法第15条事象である旨、受信（3月14日7:52）
- ・1号機と同様に原子炉建屋付近で爆発（3月14日11:01）
- ・白い湯気のような煙が発生（3月16日8:30頃）
- ・格納容器が破損しているおそれがあるため、中央制御室（共用）から作業員退避（3月16日10:45）。その後、作業員は中央制御室に復帰し、注水作業再開（3月16日11:30）
- ・自衛隊ヘリにより3号機への海水の投下を4回実施（3月17日9:48、9:52、9:58、10:01）

- ・警察庁機動隊が放水のため現場到着（3月17日16:10）
- ・自衛隊消防車により放水（3月17日19:35）
- ・警察庁機動隊により放水（3月17日19:05～19:13）
- ・自衛隊消防車5台により放水（3月17日19:35、19:45、19:53、20:00、20:07）
- ・自衛隊消防車6台（6t放水／台）により放水（3月18日14時前～14:38）
- ・米軍消防車1台により放水（3月18日14:45終了）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により放水（3月20日3:40終了）
- ・格納容器内圧力が上昇（3月20日11:00、320kPa）。圧力下げのための準備を進めていたが、直ちに放出を必要とする状況ではないと判断し、圧力監視を継続（3月21日12:15、120kPa）
- ・ケーブル引き込みの現地調査（3月20日11:00～16:00）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により3号機の使用済燃料プールへ放水（3月20日21:30～3月21日3:58）
- ・灰色がかった煙が発生（3月21日15:55頃）
- ・煙が収まっていることを確認（3月21日17:55）
- ・灰色がかった煙は白みがかった煙に変化し終息に向かっていると思われる（3月22日7:11現在）
- ・東京消防庁及び大阪市消防局により放水（約180t）（3月22日15:10～16:00）
- ・中央制御室の照明復帰（3月22日22:43）
- ・使用済燃料プールに使用済燃料プール冷却浄化系から海水を35t注水（3月23日11:03～13:20）。海水を約120t注水（3月24日5:35頃～16:05頃）
- ・原子炉建屋からやや黒色がかった煙が発生（3月23日16:20頃）。3月23日23:30頃及び3月24日4:50頃に確認したところ止んでいる模様
- ・タービン建屋1階及び地下1階において、ケーブル敷設作業を行っていた作業員が踏み入れた水について調査した結果、水表面の線量率は約400mSv/h、採取水のガンマ線核種分析の結果、試料の濃度は各核種合計で約 $3.9 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ であった。
- ・東京消防庁の支援を受けた川崎市消防局により放水（3月25日13:28～16:00）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始（3月25日18:02）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により海水約100t放水（3月27日12:34～14:36）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3月28日17:40～3月31日8:40頃）
- ・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月28日20:30）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約100t放水（3月29日14:17～18:18）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約105t放水（3月31日16:30～

19:33)

- ・コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約75t放水(4月2日9:52~12:54)
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯(4月2日)
- ・トレンチ立坑の水位を監視するためのカメラを設置(4月2日)
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施(4月3日10:03~12:16)
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え(4月3日12:18)
- ・コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約70t放水(4月4日17:03~19:19)
- ・コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約70t放水(4月7日06:53~08:53)
- ・コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約75t放水(4月8日17:06~20:00)
- ・コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約80t放水(4月10日17:15~19:15)
- ・地震発生(4月11日17:16頃福島県浜通り)による1、2号機の外部電源喪失に伴い原子炉圧力容器への淡水の注水が停止(4月11日17:16頃)
- ・1、2号機の外部電源の復旧(4月11日17:56)により、原子炉圧力容器への淡水の注水を再開(4月11日18:04)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約35t放水(4月12日16:26~17:16)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約25t放水(4月14日15:56~16:32)
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施(4月17日11:30~14:00)
- ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止(4月18日12:38~13:05)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約30t放水(4月18日14:17~15:02)
- ・燃料プール冷却浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水を試験注水(4月22日13:40~14:00)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約50t放水(4月22日14:19~15:40)
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え(4月25日10:57~18:25)
- ・燃料プール冷却浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水(約47.5t)を注水(4月26日12:25~14:02)
- ・引き続き白煙の吐出確認(4月28日6:30現在)
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中(4月28日08:00現在)

<4号機関係>

- ・原子炉圧力容器のシュラウド工事中のため、原子炉圧力容器内に燃料はなし
- ・使用済燃料プール水温度が上昇(3月14日4:08時点84℃)
- ・オペレーションエリアの壁が一部破損していることを確認(3月15日6:14)
- ・火災発生(3月15日9:38)。事業者によると、自然に火が消えていることを

確認 (3月15日11:00頃)

- ・火災が発生 (3月16日5:45頃)。事業者は現場での火災は確認できず (3月16日6:15頃)
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水 (3月20日9:43)
- ・ケーブル引き込みの現地調査 (3月20日11:00~16:00)
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水 (3月20日18:30頃~19:46)
- ・自衛隊消防車13台により使用済燃料プールへ放水 (3月21日6:37~8:41)
- ・パワーセンターまでのケーブル敷設工事完了 (3月21日15:00頃)
- ・パワーセンター受電 (3月22日10:35)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により海水約150t放水 (3月22日17:17~20:32)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により海水約130t放水 (3月23日10:00~13:02)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により海水約150t放水 (3月24日14:36~17:30)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により海水約150t放水 (3月25日19:05~22:07)
- ・使用済燃料プールに、使用済燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水 (3月25日6:05~10:20)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により海水約125t放水 (3月27日16:55~19:25)
- ・中央制御室の照明復帰 (3月29日11:50)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約140t放水 (3月30日14:04~18:33)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約180t放水 (4月1日8:28~14:14)
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯 (4月2日)
- ・4月2日より、集中環境施設プロセス主建屋の建屋内にたまった水を4号機のタービン建屋内に移送していたところ、4月3日より3号機のトレンチの立坑の水位が上昇したため、経路は不明であるものの念のため移送を中断 (4月4日9:22)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約180t放水 (4月3日17:14~22:16)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約20t放水 (4月5日17:35~18:22)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約38t放水 (4月7日18:23~19:40)
- ・コンクリートポンプ車 (58m級) により淡水約90t放水 (4月9日17:07~19:24)
- ・使用済燃料プール内に保管されている燃料の状況把握のため、使用済燃料プール水のサンプリング作業を実施 (4月12日12:00~13:04)。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行った (4月13日)。その結果、 ^{131}I (ヨウ素) が $2.2 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{134}Cs (セシウム) が $8.8 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{137}Cs (セシウム)

が $9.3 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、検出 (4月14日)

- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約195t放水(4月13日0:30~6:57)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月15日14:30~18:29)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月17日17:39~21:22)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約40t放水(4月19日10:17~11:35)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約100t放水(4月20日17:08~20:31)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月21日17:14~21:20)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)を用いて計測装置を吊り下げ、使用済燃料プールの水位等を測定(4月22日)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約200t放水(4月22日17:52~23:53)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140tを放水(4月23日12:30~16:44)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約165tを放水(4月24日12:25~17:07)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約210tを放水(4月25日18:15~4月26日0:26)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約130tを放水(4月26日16:50~20:35)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約85tを放水(4月27日12:18~14:01/14:32~15:15)
- ・引き続き、白煙の吐出確認(4月28日6:30現在)

<5号機, 6号機関係>

- ・6号機の非常用ディーゼル発電機(D/G)1台目(B)は運転により電力供給。復水補給水系(MUWC)を用いて原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水
- ・6号機の非常用ディーゼル発電機(D/G)2台目(A)起動(3月19日4:22)
- ・5号機の残留熱除去系(RHR)ポンプ(C)(3月19日5:00)及び6号機の残留熱除去系(RHR)ポンプ(B)(3月19日22:14)が起動し、除熱機能回復。使用済燃料プールを優先的に冷却(電源:6号の非常用ディーゼル発電機)(3月19日5:00)
- ・5号機、冷温停止(3月20日14:30)
- ・6号機、冷温停止(3月20日19:27)
- ・5号機及び6号機、起動用変圧器まで受電(3月20日19:52)
- ・5号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え(3月21日11:36)
- ・6号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え(3月22日19:17)
- ・5号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプが、仮設から本設の電源への切り替えの際、自動停止(3月23日17:24)

- ・ 5号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプの修理が完了(3月24日16:14)し、冷却を再開(3月24日16:35)
- ・ 6号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプが、仮設から本設の電源へ切り替え(3月25日15:38、15:42)
- ・ 5号機及び6号機サブドレンピットにある低レベルの施設内で集水・管理された地下水を放水口経由で海へ放出(5号機 4月4日21:00~4月8日12:14(約950t)、6号機 4月4日21:00~4月9日18:52(約373t))
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約100m³)を復水器へ移送(4月19日11:00~15:00)
- ・ 6号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)のホースの位置を変えるため、残留熱除去系(RHR)ポンプを一時停止(4月20日9:51)し、仮設のRHRSポンプ移設作業実施後、冷却を再開(4月20日15:56)
- ・ 外部電源増強工事に伴い、5号機の残留熱除去系ポンプを一時停止(4月25日12:22~16:43)

<使用済燃料共用プール>

- ・ 3月18日6:00過ぎ、プールはほぼ満水であることを確認
- ・ 共用プールに注水(3月21日10:37~15:30)
- ・ 電源供給を開始(3月24日15:37)し、冷却を開始(3月24日18:05)
- ・ 電源供給回路の末端部の短絡により、電源供給停止(4月17日14:34)。その後、当該設備の点検を実施し、電源の供給が復旧(4月17日17:30)
- ・ 4月27日6:50時点でのプール水温度は32℃程度

<海水・土壌モニタリング>

- ・ 南放水口付近の海水核種分析の結果、¹³¹I(ヨウ素)が $7.4 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ (周辺監視区域外の水中濃度限度の1850.5倍)検出された(3月26日14:30)
(3月29日に計測した結果、水中濃度限度の3,355.0倍となった。(3月29日13:55)一方、1F放水口北側の海水核種分析の結果、¹³¹I(ヨウ素)が $4.6 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ (同1,262.5倍)検出された。(3月29日14:10))
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内(5地点)の土壌から、3月21日及び3月22日に採取した試料の中に、²³⁸Pu(プルトニウム)、²³⁹Pu(プルトニウム)、²⁴⁰Pu(プルトニウム)を検出(3月28日23:45東京電力発表)。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト(放射性降下物)と同様、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。
- ・ 発電所敷地境界付近に設置している本設モニタリングポスト(No.1~8)が復旧(3月31日)。測定値については1日1回の予定。
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内の土壌から、3月25日(4地点)及び3月28日(3地点)に採取した試料(合計7検体)の中に、²³⁸Pu(プルトニウム)、²³⁹Pu(プルトニウム)、²⁴⁰Pu(プルトニウム)を検出(4月6日18:30東京電

力発表)。検出されたプルトニウムの濃度は、前回（3月28日公表）と同様に過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

- ・南放水口付近の海水核種分析の結果、 ^{131}I （ヨウ素）が $1.8 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ （周辺監視区域外の水中濃度限度の4385.0倍）検出された。（3月30日13:55）
- ・福島第一原子力発電所の敷地内の定例的に試料の採取を行うこととなっている3地点の土壌から、3月31日及び4月4日に採取した試料（合計6検体）のうち、3検体から ^{238}Pu （プルトニウム）、 ^{239}Pu （プルトニウム）、 ^{240}Pu （プルトニウム）を検出（4月14日18:30東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

<汚染水の拡散防止>

- ・専用港内からの汚染水の流出を防止するため、発電所南側防波堤周辺で大型土のうを用いた止水工事を実施（4月5日15:00～16:30）
- ・南側防波堤に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを二重に設置完了（4月11日10:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中1枚）を設置（4月12日12:00～13:00）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中2枚）を設置（4月13日8:30頃～10:00頃）
- ・3、4号機スクリーン前面に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを設置完了（4月13日13:50）
- ・1、2号機スクリーン前面及びカーテンウォールに汚染水拡散防止のためシルトフェンスを設置（4月14日12:20）
- ・3号スクリーンポンプ室と4号スクリーンポンプ室の間に、ゼオライトの土のうを3袋設置（4月15日14:30～15:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中4枚）を設置（4月15日9:00～14:15）
- ・ゼオライトの土のうを1号スクリーンポンプ室と2号スクリーンポンプ室の間に2袋、2号スクリーンポンプ室と3号スクリーンポンプ室の間に5袋を設置（4月17日9:00～11:15）

<放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤の散布>

- ・共用プールの山側の約 500m^2 の範囲に試験的に散布（4月1日15:00～16:05）
- ・共用プール山側の約 600m^2 の範囲に試験的に散布（4月5日13:00～16:30、4月6日12:30～14:30）
- ・共用プール山側の約 680m^2 の範囲に試験的に散布（4月8日11:00～14:00）
- ・共用プール山側の約 550m^2 の範囲に試験的に散布（4月10日13:00～14:00）

- ・共用プール山側の約 1,200m²の範囲に試験的に散布(4月11日 12:00~13:00)
- ・共用プール山側の約 700m²の範囲に試験的に散布(4月12日 12:00~13:00)
- ・共用プール山側の約 400m²の範囲に試験的に散布(4月13日 11:00~11:30)
- ・共用プール山側の約 1600m²の範囲に試験的に散布(4月14日 12:00~13:30)
- ・共用プール山側の約 1900m²の範囲に試験的に散布(4月15日 11:30~13:00)
- ・サプレッションプール水サージタンク山側の約 1,800 m²の範囲に試験的に散布(4月16日 11:00~13:00)
- ・集中廃棄物処理施設周辺の約 1,900 m²の範囲に試験的に散布(4月17日 10:00~13:30)
- ・集中廃棄物処理施設周辺の約 1,200 m²の範囲に試験的に散布(4月18日 9:00~14:30)
- ・集中廃棄物処理施設周辺の約 1,900 m²の範囲に試験的に散布(4月20日 12:00~13:30)
- ・共用プール山側の約 1,300 m²及び5,6号機高圧開閉所山側の約 5,100 m²の範囲に試験的に散布(4月21日 12:00~15:00)
- ・5号機の原子炉建屋山側の約 860 m²の範囲に試験的に散布(4月24日 11:30~13:00)
- ・5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前坂道法面および体育館付近の約 3,800 m²の範囲に試験的に散布(4月25日 10:30~12:30)
- ・無人クローラードンプにより、3号機海側の約 5,000 m²の範囲に本格的に散布(4月26日 13:30~17:00)
- ・無人クローラードンプにより、3号機のタービン建屋東側の約 7,500m²に本格的に散布(4月27日 11:00~17:00)

<リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況>

- ・4月10日
- ・4月13日 11:00~16:10 (コンテナ6個分)
- ・4月15日 9:00~15:45 (コンテナ1個分)
- ・4月16日 9:00~16:00 (コンテナ8個分)
- ・4月17日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月18日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月19日 9:00~15:00 (コンテナ3個分)
- ・4月20日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・4月21日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・4月22日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月24日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)
- ・4月25日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月26日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月27日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)

<その他>

- ・ 1～3号機タービン建屋外のトレンチ（配管を布設しているトンネル状の地下構造物）の立坑に水が溜まっていることを確認。水表面の線量は、1号機が0.4mSv/h、2号機が1,000mSv/h以上、3号機は、がれきがあり測定できず（3月27日15:30頃）。1号機立坑内の溜留水を仮設ポンプにて集中環境施設プロセス主建屋の貯槽に移送し、立坑内の水位が上端から約-0.14mから約-1.14mに減少（3月31日9:20～11:25）
- ・ 3号機建屋外において、残留熱除去海水系配管のフランジを取り外した際、協力企業作業員3名が、配管に溜まった水を被ったが、水を拭き取った結果、身体への放射性物質の付着はなかった（3月29日12:03）
- ・ 3月28日、集中環境施設プロセス主建屋で水溜まりを確認し、放射能分析の結果、3月29日管理区域内で総量約 $1.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、非管理区域で総量 $2.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の放射能を検出
- ・ 原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（1号船）1隻が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（3月31日15:42）。はしけ船（1号船）からろ過水タンクへ淡水を移送開始（4月1日15:58）。その後、ホースの不具合により中断（4月1日16:25）したが、4月2日に注水を再開（4月2日10:20～16:40）
- ・ 2隻目の原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（2号船）が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（4月2日9:10）
- ・ 米軍のはしけ船（2号船）からはしけ船（1号船）へ淡水を移送（3日09:52～11:15）
- ・ 集中環境施設プロセス主建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から1台目のポンプによる放出を開始（4月4日19:03）し、更に全10台のポンプによる放出を実施（4月4日19:07）し、4月10日17時40分に水中ポンプによる海洋への放出作業を停止し、残水の確認を実施中（総放出量は約9,070t）
- ・ 雑固体廃棄物減容処理建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から5台のポンプによる放水を実施（4月6日17:20～4月7日18:20）
- ・ タービン建屋内の溜まり水の集中廃棄物処理施設への排水準備のため、2～4号機のタービン建屋の外壁に孔あけを実施（4月7日）
- ・ 4月7日11:32に発生した宮城県沖の地震により、中断していた集中環境施設における排水作業を再開（4月8日14:30）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月10日15:59～16:28）
- ・ 1～4号機放水口サンプリング建屋より発火を確認（4月12日6:38頃）。初期消火活動の結果、炎と煙がないことを確認（同日7:00前）。その後、鎮火確認（同日9:12）

- ・ 3～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月14日10:17～12:25）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月15日8:02～9:55）
- ・ 1～3号機原子炉への注水ポンプ用の分電盤等を、津波対策として高台に移設（4月15日10:19～17:00）
- ・ 集中廃棄物処理施設の建屋内における止水対策が完了（4月18日）。
- ・ 1，2号機と3，4号機間の電源連携強化作業が完了（4月19日10:23）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月21日11:43～12:50）
- ・ 外部電源増強工事（1，2号機と5，6号機間の電源連系）を実施（4月25日14:44～17:38）

○東京電力(株)福島第二原子力発電所（福島県双葉郡楢葉町及び富岡町）

（1）運転状況

- 1号機（110万kW）（自動停止、3月14日17:00冷温停止）
- 2号機（110万kW）（自動停止、3月14日18:00冷温停止）
- 3号機（110万kW）（自動停止、3月12日12:15冷温停止）
- 4号機（110万kW）（自動停止、3月15日7:15冷温停止）

（2）モニタリングポスト等の指示値

別添参照

（3）主なプラントパラメーター（4月28日06:00現在）

	単位	1号機 (冷温停止)	2号機 (冷温停止)	3号機 (冷温停止)	4号機 (冷温停止)
原子炉圧力* ¹	MPa	0.15	0.13	0.10	0.17
原子炉水温	℃	23.9	24.9	32.9	29.0
原子炉水位* ²	mm	9396	10246	7766	8785
原子炉格納容器内 サブプレッションプール水温	℃	23	24	26	30
原子炉格納容器内 サブプレッションプール圧力	kPa (abs)	108	104	110	106
備考 (データ採取時間)		4/28 6:00 現在の値	4/28 6:00 現在の値	4/28 6:00 現在の値	4/28 6:00 現在の値

* 1：絶対圧に換算

* 2：燃料頂部からの数値

（4）各プラントの状況

<1号機関係>

- ・ 3月30日 17:56頃、1号機において、タービン建屋の1階の電源盤から煙が上がっていたが、電気の供給を切ったところ、煙の発生が止まった。消防署により、19:15当該事象は電源盤の異常であり、火災ではないと判断された。
- ・ 1号機の原子炉を冷却する残留熱除去系（B）の電源が、外部電源に加え非常用電源からも受電可能となり、全号機において、残留熱除去系（B）のバックアップ電源（非常用電源）を確保（3月30日 14:30）

（5）その他異常等に関する報告

- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報（3月11日 18:08）
- ・ 1、2、4号機にて同法第10条通報（3月11日 18:33）
- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日 5:22）
- ・ 2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日 5:32）
- ・ 4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日 6:07）

○東北電力(株)女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町、石巻市）

（1）運転状況

- 1号機（52万4千kW）（自動停止、3月12日 0:58 冷温停止）
- 2号機（82万5千kW）（自動停止、地震時点で冷温停止）
- 3号機（82万5千kW）（自動停止、3月12日 1:17 冷温停止）

（2）モニタリングポスト等の指示値

MP2付近（敷地最北敷地境界）：

約 $0.25 \mu\text{Sv/h}$ （4月27日 16:00）（約 $0.26 \mu\text{Sv/h}$ （4月26日 16:00））

（3）その他異常に関する報告

- ・ タービン建屋地下1階の発煙は消火確認（3月11日 22:55）
- ・ 原子力災害対策特別措置法第10条通報（3月13日 13:09）

2 産業保安

○電気（4月26日 11:30）

- ・ 東北電力（4月25日 16:00 現在）

停電戸数：約1万2千戸

停電地域：岩手県 一部地域で停電（約1千戸）

宮城県 一部地域で停電（約1万1千戸）

福島県 一部地域で停電（約2千戸）

[参考情報] 停電戸数の状況の分類（4月23日 16:00 現在）

- ① 東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電戸数：約1万戸
- ② 今後のがれき撤去等の後、復旧作業に着手可能となる地域の停電戸数：約2千戸

なお、これらの他に、家主不在等で送電を保留している家屋（約1万5千戸）、津波による家屋等流出地域（約8万2千戸）、福島県内の立入制限区域内（約3万2千戸）がある。

- ・ 東京電力
停電は3月19日1:00までに復旧済（延べ停電戸数 約405万戸）
- ・ 北海道電力
停電は3月12日14:00までに復旧済（延べ停電戸数 約3千戸）
- ・ 中部電力
停電は3月12日17:11に復旧済（延べ停電戸数 約4百戸）

[参考情報] 現在停止中の発電所（原子力発電所を除く）

- ・ 東京電力（4月25日15:00現在）※地震により停止中の発電所
広野火力発電所 2, 4号機
常陸那珂火力発電所 1号機
鹿島火力発電所 6号機
- ・ 東北電力（4月25日16:00現在）
仙台火力発電所 4号機
新仙台火力発電所 1, 2号機
原町火力発電所 1, 2号機

○都市ガス（4月27日10:00現在）

- ・ 供給停止戸数約3千戸（延べ供給停止戸数※ 約48万戸）
※延べ供給停止戸数には、家屋倒壊等が確認された戸数を含む。

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中。

- ・ 盛岡ガス（盛岡市）死者1名、負傷者10名
3月14日8:00 デパートの地下での爆発
- ・ 東部ガス（いわき市）死者1名
3月12日11:30 一般住宅での漏えいガスに着火

各社の供給停止状況は以下の通り。

- ・ 石巻ガス（石巻市）2,348戸供給停止

○熱供給（4月27日10:00現在）

- ・ 小名浜配湯（いわき市小名浜）供給停止

○LPガス（4月14日21:00現在）

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中

- ・福島県いわき市 死者1名
3月13日午前中 共同住宅でガス爆発
- ・いわき市鹿島の一般住宅でLPガス漏れが発生、元栓を閉めて漏えい防止を図っているところ。
(4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの(福島県浜通りの地震発生による状況について(第二報)で公表済み。))

○コンビナート(4月14日21:00現在)

- ・コスモ石油千葉製油所(千葉県市原市)
LPG貯槽の支柱が折れ、破損。ガス漏れ火災。重傷者1名、軽傷5名。3月21日午前鎮火。
- ・JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所(宮城県仙台市)
出荷設備エリアで爆発、火災が発生。3月15日午後鎮火。
- ・福島県いわき市の第一三共プロファーマ(株)小名浜工場でガス漏れ、火災が発生(既に鎮火。けが人なし)
(4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの(福島県浜通りの地震発生による状況について(第二報)で公表済み。))

3 原子力安全・保安院等の対応

【3月11日】

- 14:46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置
- 15:42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 16:36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象(非常用炉心冷却装置注水不能)発生判断(16:45通報)
- 18:08 福島第二原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 18:33 福島第二原子力発電所1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 19:03 緊急事態宣言(政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置)
- 20:50 福島県対策本部は、福島第一原子力発電所1号機の半径2kmの住人に避難指示を出した。(2km以内の住人は1,864人)
- 21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
 - ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内避難指示。
- 24:00 池田経済産業副大臣現地対策本部到着

【3月12日】

- 0 : 4 9 福島第一原子力発電所 1号機にて事業者が同法第 1 5 条事象（格納容器圧力異常上昇）発生判断（01:20 通報）
- 5 : 2 2 福島第二原子力発電所 1号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5 : 3 2 福島第二原子力発電所 2号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5 : 4 4 総理指示により福島第一原子力発電所の 1 0 k m圏内に避難指示
- 6 : 0 7 福島第二原子力発電所 4号機にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（圧力抑制機能喪失）発生
- 6 : 5 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。
- 7 : 4 5 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 3 項の規定に基づく指示を出した。
- ・福島第二原子力発電所から半径 3 k m圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第二原子力発電所から半径 1 0 k m圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 1 7 : 0 0 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 1 7 : 3 9 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域
- ・福島第二原子力発電所から半径 1 0 k m圏内の住民に対する避難を指示。
- 1 8 : 2 5 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
- ・福島第一原子力発電所から半径 2 0 k m圏内の住民に対する避難を指示。
- 1 9 : 5 5 福島第一原子力発電所 1号機の海水注入について総理指示
- 2 0 : 0 5 総理指示を踏まえ、経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第 1 号機の海水注入等を命じた。
- 2 0 : 2 0 福島第一原子力発電所 1号機の海水注入を開始
- 【3月13日】
- 5 : 3 8 福島第一原子力発電所 3号機にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（全注水機能喪失）である旨、受信。
- 当該サイトについて、東京電力において現在、電源及び注水機能の回復と、ベントのための作業を実施中。
- 9 : 0 1 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 9 : 0 8 福島第一原子力発電所 3号機の圧力抑制及び真水注入を開始

- 9 : 2 0 福島第一原子力発電所 3号機の耐圧ベント弁開放
- 9 : 3 0 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示
- 1 3 : 0 9 女川原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 1 3 : 1 2 福島第一原子力発電所 3号機の注入を真水から海水に切り替え
- 1 4 : 3 6 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月14日】

- 1 : 1 0 福島第一原子力発電所 1号機及び3号機の注入をくみ上げ箇所海水が少なくなったため停止。
- 3 : 2 0 福島第一原子力発電所 3号機の海水注入を再開
- 4 : 4 0 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 5 : 3 8 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 7 : 5 2 福島第一原子力発電所 3号機にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（格納容器圧力異常上昇）である旨、受信
- 1 3 : 2 5 福島第一原子力発電所 2号機にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（原子炉冷却機能喪失）である旨、受信
- 2 2 : 1 3 福島第二原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 2 2 : 3 5 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月15日】

- 0 : 0 0 国際原子力機関（IAEA）専門家派遣の受け入れを決定
IAEA 天野事務局長による原子力発電所の被害に関する専門家派遣の意向を受け、原子力安全・保安院は IAEA による知見ある専門家の派遣を受け入れることとした。なお、実際の受け入れ日程等については、今後調整を行う
- 0 : 0 0 米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定
- 7 : 2 1 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 7 : 2 4 （独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 7 : 4 4 （独）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 8 : 5 4 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 1 0 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、4号

機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントについて実施することを命じた。

- 10:59 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 11:00 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径20km圏～30km圏内の住民に対する屋内退避を指示
- 16:30 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 22:00 経済産業大臣が原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、4号機の使用済燃料プールへの注水について実施することを命じた。
- 23:46 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月18日】

- 13:00 文部科学省にて、福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリング調査の強化を決定
- 15:55 原子炉等規制法第62条の3に基づき、東京電力(株)福島第一原子力発電所第1・2・3・4号機における事故故障等（原子炉建屋内の放射性物質の非管理区域への漏えい）の報告を受理
- 16:48 原子炉等規制法第62条の3に基づき、日本原子力発電(株)東海第二発電所における事故故障等（非常用ディーゼル発電機2C海水ポンプ用電動機の故障）の報告を受理

【3月19日】

- 7:44 6号機の非常用ディーゼル発電機2台目（A）起動
5号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（C）が起動し、使用済燃料プールの冷却を開始（電源：6号機の非常用ディーゼル発電機）の旨を受信
- 8:58 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月20日】

- 23:30 原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示

【3月21日】

- 7:45 原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、

檜葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村)宛に発出

16:45 原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ハウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答(助言)を受理。

【3月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月24日に発生した福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3月28日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。

13:50 原子力安全・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言(福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について)を受け、東京電力株式会社に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタリングの実施について、口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、タービン建屋の屋外で確認された水に係る報告が遅れたことに対し、重要な情報については、社内の情報伝達をスムーズにするとともに、適時適切に報告が行われるように指導。

【3月29日】

11:16 原子炉等規制法第62条の3及び電気関係報告規則第3条に基づき、東北電力(株)女川原子力発電所における事故故障等(津波による2号機原子炉補機冷却水ポンプ(B)等の故障及び1号機補助ボイラー重油タンクの倒壊)についての報告を受理。

原子力災害被災者支援の体制強化のため、経済産業大臣をチーム長

とする「原子力被災者生活支援チーム」の設置、関係市町村への訪問等を実施。

原子力災害現地対策本部は、20～30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第1号を公表。

【3月30日】

各電気事業者等に対し、平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施に係る指示文書を発出し、手交。

【3月31日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、3月31日の福島第二原子力発電所への街宣車の進入について、核物質防護等に係る対策に万全を期すよう口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、作業員の放射線管理に万全を期すように注意喚起。

原子力災害現地対策本部は、20～30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第2号を公表。

【4月1日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、核種分析結果の誤りについて以下の3点について適切な対応をとるよう厳重注意。

- ・核種分析の過去の評価結果について、どの核種について評価の誤りがあるかを明らかにし、すみやかに再評価を行うこと。
- ・評価の誤りが発生した原因を調査するとともに、再発防止の徹底を行うこと。
- ・評価結果の誤り等については判明した段階で、早急に連絡を行うこと。

【4月2日】

福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について、サンプリングした液体の核種分析を実施すること、2号機周辺に今回漏えいが発見され施設と同様の箇所がないか確認すること及び当該施設周辺においてより多くの場所で水を採取しモニタリングを強化することを口頭により指示。

【4月4日】

緊急やむ得ない措置として、海洋放出を実施するに当たっての助言を原子力安全委員会に求め、東京電力(株)に対し、現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化(測定ポイントの増加、実施頻度の増大)することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを指示。

【4月5日】

福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出に伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について、指示文書を発出。

【4月6日】

1号機原子炉格納容器への窒素封入を実施するに当たって、原子力安全・保安院から東京電力に対して以下の3点について指示（4月6日12:40）。①プラントパラメーターを適切に管理し、その変化に応じて安全を確保するための措置が適切に講じられるようにすること。②当該作業に従事する作業員の安全を確保する体制等を確立し実施すること。③窒素封入により当該原子炉格納容器内の気体が外部に漏出する可能性が否定できないことから、モニタリングを確実に実施し、更に強化することにより、窒素封入に伴う放射性物質の放出及び拡散による影響を調査及び確認し、情報公開に努めること。

【4月7日】

原子力災害現地対策本部は、20～30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第3号を公表（4月7日）

【4月9日】

原子力安全・保安院は、4月7日23時32分頃に発生した宮城県沖地震により、東北電力(株)東通原子力発電所1号機において全ての非常用ディーゼル発電機が動作可能でない状態に陥った事象を受け、各電気事業者等へ「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて」の指示文書を発出。

【4月10日】

原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関して、その必要性、安全性に係る評価、恒久的な排水保管及び処理施設についての方針等に係る報告の徴収について指示文書を発出。

【4月13日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所建屋の耐震安全性評価の実施結果及び有効な耐震補強工事等の対策の検討結果について報告を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、平成23年度東北地方太平洋沖地震により発生した津波に関して、詳細な分析及び検討を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東北電力(株)に対し、女川原子力発電所1号機から3号機において、4月7日23:32頃発生した2011年宮城

県沖の地震時に取得した地震観測データの分析及び耐震安全上重要な設備の地震影響評価について報告を指示。

【4月14日】

- ・ 4月13日にサンプリングを行った1、2号機のサブドレン（施設内で集水・管理された地下水）について、前回に比べ放射線濃度が1桁上昇していたことから、原子力安全・保安院は監視の強化を図るよう、口頭で指示。

【4月15日】

- ・ 東京電力（株）において4月1日付け人事異動に伴う原子力災害対策特別措置法第9条第5項に基づく原子力防災管理者解任届出に遅延があったことを受け、原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対して、嚴重注意を行うとともに再発防止策を作成するよう口頭で指示。
- ・ 平成23年4月7日に宮城県沖地震により、電力系統の一部における地絡事故が発生し、原子力発電所等において一時的に外部電源の喪失が発生したことから、一般電気事業者等に対し外部電源の信頼性確保に係る対策を検討するなど指示。

【4月18日】

- ・ 4月10日付けで発出した報告の徴収に係る指示に基づき、東京電力（株）から提出された福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する報告書を受領（4月18日）し、その内容を確認（4月19日）。

【4月21日】

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、檜葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力（株）福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
 - 避難区域として、福島第二原子力発電所から半径10km圏内区域から半径8km圏内区域への変更を指示。
- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、富岡町長、双葉町長、大熊町長、浪江町長、川内村長、檜葉町長、南相馬市長、田村市長及び葛尾村長に対し、東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
 - 福島第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。

【4月22日】

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、浪江町長、川内村長、楡葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯館村長及び川俣町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、次の指示を出した。
 - 福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内に設定されていた屋内への退避を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うように指示。
- ・ 原子力災害対策本部は、事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の設定の評価等のため、下記項目を取り組むべく「環境モニタリング強化計画」を定めた。
 - 福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握
 - 今後の各区域（避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備
 - 周辺住民等の被ばく線量評価のための環境の線量情報の提供

【4月24日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)からプラントデータの数値の一部に誤りがあるとの報告を受けた件について、以下の内容について口頭で嚴重注意を行った。

- ・ 本パラメータは、事故対応を的確かつ迅速に行うための基礎となるデータであるところ、これが誤って伝えられたことは極めて遺憾である。
- ・ 引き続き、点検を速やかにかつ確実に行うこと。
- ・ 万全な再発防止策を講じること。

【4月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項及び電気事業法第106条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について報告を指示。

【4月27日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者(女子)1名の本年1月1日から3月31日(第4四半期)までの実効線量が5mSvを超えている旨の報告を受けたため、同社に対し、嚴重に注意をするとともに、原

因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに、当院に報告することを指示。

<被ばくの可能性（4月28日8:00現在）>

1. 住民の被ばく

- (1) 二本松市福島県男女共生センターにおいて、双葉厚生病院からの避難者約60名を含む133名の測定を行い、13,000cpm以上の23名に除染を実施した。
- (2) この他、福島県が用意した民間バスで、双葉厚生病院から川俣町済生会川俣病院へ移動した35名については、県対策本部は被ばくしていないと判断。
- (3) バスにより避難した双葉町の住民約100名について、100名のうち、9名について測定した結果、以下の通りだった。県外(宮城県)に分かれて避難したが、その後合流して二本松市福島男女共生センターへ移動。

カウント数	人数
18,000cpm	1名
30,000～36,000cpm	1名
40,000cpm	1名
40,000cpm 弱*	1名
ごく小さい値	5名

※（1回目の測定では100,000cpmを超え、その後靴を脱いで測定した結果計測されたもの）

- (4) 3月12日から3月15日にかけて、大熊町のオフサイトセンターにおいて、スクリーニングを開始。現在までに162名が検査済み。初め除染の基準値を6,000cpmとし、110名が6,000cpm未満、41名が6,000cpm以上の値を示した。後に基準値を13,000cpmと引き上げた際には、8名が13,000cpm未満、3名が13,000cpm以上の値を示した。
検査を受けた162名のうち、5名が除染処置を施した後、病院へ搬送された。
- (5) 福島県において、避難した10km圏内の入院患者と病院関係者の避難を実施。関係者のスクリーニングを行った結果、3名について除染後も高い数値が検出されたため、第2次被ばく医療機関へ搬送。この搬送に関係した消防職員60名のスクリーニングで3名について、バックグラウンドの2倍以上程度の放射線が検出されたため、60名に対し除染を行った。
- (6) 福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等10ヶ所（常設）で実施中。4月25日までに173,256人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

2. 従業員等の被ばく

福島第一原子力発電所で作業していた従業員で 100mSv を超過した作業員は、計 30 名。

なお、当該作業員 3 名のうち、2 名については、両足の皮膚に放射性物質の付着を確認し、ベータ線熱傷の可能性があると判断されたことから、3 月 24 日に福島県立医科大学附属病院へ搬送し、その後、3 月 25 日に作業員 3 名とも千葉県にある放射線医学総合研究所に到着。検査の結果、2 人の足の被ばく量は 2～3 Sv と推定され、足及び内部被ばく共に治療が必要となるレベルではなかったが、3 名とも、入院して経過を見ることとなった。3 月 28 日正午頃 3 名の方がすべて退院した。当該作業員 3 名は 4 月 11 日に放射線医学総合研究所で再受診し、3 名とも健康状態に問題はなかった。なお、両足に局所被ばくのあった 2 名の皮膚に熱傷の症状や紅斑などは認められていない。

また、4 月 1 日 11:35 頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のために岸から船に乗り込む際、作業員 1 名が海に落下した。すぐに周囲の作業員に救助され、けが及び外部汚染はなかったが、念のため、ホールボディカウンタによる測定を行った結果、4 月 12 日に内部取り込みなしと評価された。

4 月 27 日、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性 1 名について、平成 23 年 1 月 1 日を始期とする 3 月までの実効線量（平成 22 年度第四半期分）が 17.55mSv であり、法令に定める線量限度（5mSv/3 か月）を超えていることを確認。当該職員については、医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

3. その他

- (1) 福島第一原発で作業していた自衛隊員 4 名が爆発により負傷。うち、1 名は放医研に搬送され、検査の結果、外傷のみで、被ばくによる健康被害はないと判断され、3 月 17 日に退院。防衛省において、その他自衛官の被ばくは確認されず。
- (2) 警察官について、警察庁において 2 名の除染の実施を確認。異常の報告はなし。
- (3) 3 月 24 日、川俣町保健センター等において、1～15 歳までの 66 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (4) 3 月 26 日～3 月 27 日、いわき市保健所において、0～15 歳までの 137 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (5) 3 月 28 日～3 月 30 日、川俣町公民館及び飯舘村役場において、0～15 歳までの 946 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

<放射能除染スクリーニングレベルに関する指示>

- (1) 3 月 20 日、原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベ

ルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に指示。

旧： γ 線サーベイメーターにより 40 ベクレル/c m²または 6,000cpm

新：1 マイクロシーベルト/時（10cm 離れた場所での線量率）またはこれに相当する 100,000cpm

<避難時における安定ヨウ素剤投与の指示>

- (1) 3月16日、原子力災害対策現地本部から、「避難区域（半径20km）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示」を県知事及び市町村（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。
- (2) 3月21日、原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。

<負傷者等の状況（4月28日8:00現在）>

1. 3月11日の地震による福島第一原子力発電所の負傷者
 - ・社員2名（軽傷、既に仕事復帰）
 - ・社員2名（地震、津波の際に割れたガラスで切り傷、既に仕事復帰）
 - ・社員1名（避難の際に擦り傷、既に仕事復帰）
 - ・協力会社1名（両足骨折で入院中）
 - ・死亡2名（地震発生後から東京電力（株）の社員2名が行方不明となり、捜査を継続してきたが、3月30日午後、4号機タービン建屋地下一階において当該社員2名が発見され、4月2日までに死亡が確認された。）
2. 3月12日の福島第一原子力発電所1号機の爆発による負傷者
 - ・1号機付近で爆発と発煙が発生した際に4名（社員2名、協力会社2名）が1号タービン建屋付近（管理区域外）で負傷。川内診療所で診療。社員2名は既に仕事復帰。協力会社の2名は自宅療養中。
3. 3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発による負傷者
 - ・社員4名（既に仕事復帰）
 - ・協力会社3名（既に仕事復帰）
 - ・自衛隊4名（うち1名は内部被ばくの可能性を考慮し、「(独)放射線医学総合研究所」へ搬送。診察の結果内部被ばくはなし。3月17日退院）
4. その他の被害

- ・3月11日の地震発生の際に、福島第二原子力発電所において、協力会社の1名（クレーンオペレータ）が死亡。（タワークレーンが折れ、オペレーターがつぶれ、頭に当たった模様。）
- ・3月11日に協力会社の1名を病院へ搬送（後日脳梗塞と判明）
- ・3月12日に急病人1名発生（脳卒中、救急車搬送、入院中）
- ・3月12日に管理区域外にて社員1名が左胸の痛みを訴えて救急車を要請（意識あり、現在、自宅療養中。）
- ・3月12日に社員1名が左腕裂傷、病院へ搬送し手当（既に仕事復帰）
- ・3月13日に社員2名が中央制御室での全面マスク着用中に不調を訴え、福島第二の産業医の受診を受けるべく搬送（1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中）
- ・3月22日、23日に共用プールで仮設電源盤の作業中に協力会社の2名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送。（1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中）
- ・4月7日午後、福島第一原子力発電所構内北側の土捨て場において、土のう作りをしていた作業員1名が体調不良になったため、Jビレッジに搬送し、身体サーベイにより汚染なしを確認した後、救急車にていわき市立共立病院に搬送された。4月8日、「脱水、一過性意識消失」と診断。
- ・4月9日午前9時19分、水処理建屋において全面マスク着用でケーブル処理作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなり、建屋の外にある蓋のずれたマンホールに足を踏み入れて負傷したため、病院へ搬送しました。診断の結果、「右膝挫傷」「右膝内側側副靭帯損傷疑い」と診断。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。
- ・4月10日午前11時10分頃、2号機ヤードにおいて排水ホースの敷設作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなったため、Jビレッジに搬送後、同日午後2時27分に救急車で総合磐城共立病院へ搬送。なお、身体への放射性物質の付着はないことが確認された。
- ・4月23日午後4時30分頃、発電所構外（檜葉町内生コン工場）において、作業員1名がコンクリートミキサーで使用したホースの接続部の手入れ作業を行っていた際に、液体が飛散し目に入った。目に痛みを感じたことから、Jヴィレッジに搬送し産業医の診察を受けた後、受診できる眼科が近くになかったため、念のため救急車にていわき市立共立病院へ搬送。左目に軟膏等の処方を受け、眼帯をして宿舎に帰宅したが、専門医が不在であったため、4月24日に再診したところ、中等度の結膜炎で1週間程度の通院治療を要すると診断された。なお、通常業務は行えることとのことから、4月24日から普通作業（内業）に従事している。

<住民避難の状況（4月28日8:00現在）>

3月15日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所半径20k

mから30km圏内の住民に対して、屋内退避を指示。その旨を福島県及び関係自治体へ連絡。

福島第一原子力発電所20km圏外及び福島第二原子力発電所10km圏外への避難は、措置済。

- ・福島第一原子力発電所20kmから30km圏内の屋内退避について、徹底中。
- ・福島県と連携して、屋内退避圏内の住民の生活支援等を実施。
- ・3月28日、官房長官から福島第一原子力発電所から半径20km圏内の立ち入り規制の継続について発言。同日、原子力災害現地対策本部から関係市町村に対して、20km圏内の避難地域への立入禁止について通知。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第二原子力発電所で発生した事故に関する避難区域を福島第二原子力発電所から半径10km圏内から半径8km圏内に変更するよう指示。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。(警戒区域の発動日時：4月22日0:00)

4月22日9:44、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20kmから30km圏内の屋内退避を解除するとともに、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定し、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うよう指示。

<飲食物への指示>

原子力災害対策本部長より、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、原子力災害対策本部は、出荷制限等の発動・解除の考え方については、原子力安全委員会の助言も踏まえ、以下のように整理した。

- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする
- ・暫定規制値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断
- ・出荷制限の解除は、福島第一原子力発電所の状況を勘案しつつ、約1週間ごと検査を行い、3回連続で暫定規制値を下回った品目・区域に対して実施
- ・ただし、原子力発電所から放射性物質の放出が継続している間は、解除後も引き続き約1週間ごとに検査を実施

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (4月28日8:00現在)

都道府県	出荷制限品目	摂取制限品目
福島県	非結球性葉菜類、結球性葉菜類(一部地域※1を除く)、アブラナ科の花蕾類(ホウレ	非結球性葉菜類、結球性葉菜類(一部地域※1を除く)及びアブラナ科の花蕾

	ンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、莖立菜、信夫冬菜、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅葉苔、カキナなど(一部地域 ^{※2} を除く)、カブ、原乳(一部地域 ^{※3} を除く)、しいたけ(伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、本宮市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村及び福島市において露地で原木を用いて栽培されたものに限る。)、イカナゴの稚魚(コウナゴ)	類(ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、莖立菜、信夫冬菜、アブラナ、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅葉苔、カキナなど(一部地域 ^{※2} を除く)、しいたけ(飯館村において露地で原木を用いて栽培されたものに限る。)、イカナゴの稚魚(コウナゴ)
茨城県	ホウレンソウ(北茨城市及び高萩市において産出されたものに限る。)	

※1：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村

※2：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

※3：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の範囲を除く)、白河市、いわき市、相馬市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

(2) 水道水の飲用制限の要請(4月28日8:00現在)

制限範囲	水道事業(対象自治体)
利用するすべての住民	なし
乳児 ・対応を継続している水道事業	飯館村飯館簡易水道事業(福島県飯館村)
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

<屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気についての指示>

3月21日、原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)宛に発出。

<消防機関の活動状況>

・3月22日11:00~14:00頃：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による設営を指導。

- ・ 3月23日 8:30～9:30、13:30～14:30：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による運用を指導。

(本発表資料のお問い合わせ)

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、杉山

電話：03-3501-1505

03-3501-5890